

議案第三十九号

港区立認定こども園条例及び港区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年六月二十一日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立認定こども園条例及び港区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
(港区立認定こども園条例の一部改正)

第一条 港区立認定こども園条例(平成二十七年港区条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条第五項各号」を「第六条第四項各号」に改める。

第六条第四項を削り、同条第五項中「前二項」を「前項」に改め、「及び基本保育に係る給食費」を削り、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5 基本保育を実施した子どもに対する食事の提供に要する費用は、無料とする。

第七条第四項中「別表第四」を「別表第三」に改める。

第八条第四項中「別表第五」を「別表第四」に改め、「及び給食費」を削り、同条第五項

第二号中「別表第五備考二」を「別表第四備考二」に改め、同条に次の一項を加える。

7 幼児教育を実施した子どもに対する食事の提供に要する費用は、無料とする。

第九条第四項中「別表第六」を「別表第四」に改める。

第十二条第四項中「別表第七」を「別表第五」に改める。

第十三条第一項中「基本保育に係る給食費」を削る。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1 基本保育料（保育必要量が1日当たり11時間まで）（第6条関係）

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額（子ども単位）		
階層区分	定義	3歳未満児の場 合	3歳以上児の場 合	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。以下同じ。）を受けている者の属する世帯	0	0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,800	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,200	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	2,700	0
A階層を除き当年度分の区市町村民	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上97,000円未満である世帯	6,500	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が97,000円以上120,000円未満である世帯	11,200	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が120,000円以上140,000円未満である世帯	13,100	0
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が140,000円以上160,000円未満である世帯	16,000	0
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	19,800	0
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	22,100	0
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	24,500	0
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	26,900	0
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	28,800	0
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上280,000円未満である世帯	30,700	0
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上300,000円未満である世帯	33,000	0
	12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上320,000円未満である世帯	35,900	0
	13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上340,000円未満である世帯	40,100	0
	14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が340,000円以上360,000円未満である世帯	43,000	0

D	15	税が課税となる世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が360,000円以上380,000円未満である世帯	45,800	0
	16		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が380,000円以上400,000円未満である世帯	48,200	0
	17		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が400,000円以上430,000円未満である世帯	50,600	0
	18		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が430,000円以上460,000円未満である世帯	53,400	0
	19		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が460,000円以上490,000円未満である世帯	56,300	0
	20		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上520,000円未満である世帯	59,100	0
	21		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が520,000円以上560,000円未満である世帯	61,900	0
	22		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上600,000円未満である世帯	64,800	0
	23		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が600,000円以上650,000円未満である世帯	67,600	0
	24		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が650,000円以上700,000円未満である世帯	70,500	0
	25		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上800,000円未満である世帯	73,300	0
	26		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が800,000円以上900,000円未満である世帯	76,200	0
	27		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上1,000,000円未満である世帯	78,100	0
	28		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,000,000円以上1,100,000円未満である世帯	80,000	0
29	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,100,000円以上1,200,000円未満である世帯	81,900	0		
30	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,200,000円以上である世帯	83,800	0		

備考

- 1 3歳未満児として入所した子どもについては、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第2 基本保育料（保育必要量が1日当たり8時間まで）（第6条関係）

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額（子ども単位）		
階層区分	定 義	3 歳 未 満 児 の 場 合	3 歳 以 上 児 の 場 合	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	円 0	円 0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,700	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,100	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	2,600	0
	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上97,000円未満である世帯	6,300	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が97,000円以上120,000円未満である世帯	11,000	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が120,000円以上140,000円未満である世帯	12,800	0
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が140,000円以上160,000円未満である世帯	15,700	0
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	19,400	0
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	21,700	0
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	24,000	0
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	26,400	0
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	28,300	0
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上280,000円未満である世帯	30,100	0
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上300,000円未満である世帯	32,400	0
	12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上320,000円未満である世帯	35,200	0
	13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上340,000円未満である世帯	39,400	0
	14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が340,000円以上360,000円未満である世帯	42,200	0
	15	当年度分の区市町村民税が課税となる世帯	45,000	0

D	16	帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が380,000円以上400,000円未満である世帯	47,300	0
	17		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が400,000円以上430,000円未満である世帯	49,700	0
	18		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が430,000円以上460,000円未満である世帯	52,400	0
	19		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が460,000円以上490,000円未満である世帯	55,300	0
	20		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上520,000円未満である世帯	58,000	0
	21		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が520,000円以上560,000円未満である世帯	60,800	0
	22		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上600,000円未満である世帯	63,600	0
	23		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が600,000円以上650,000円未満である世帯	66,400	0
	24		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が650,000円以上700,000円未満である世帯	69,300	0
	25		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上800,000円未満である世帯	72,000	0
	26		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が800,000円以上900,000円未満である世帯	74,900	0
	27		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上1,000,000円未満である世帯	76,700	0
	28		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,000,000円以上1,100,000円未満である世帯	78,600	0
	29		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,100,000円以上1,200,000円未満である世帯	80,500	0
30	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,200,000円以上である世帯	82,300	0		

備考

- 1 3歳未満児として入所した子どもについては、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第三を削り、別表第四を別表第三とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第4（第8条、第9条関係）

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額 (子ども単位)	徴収日額（子ども単位）		
階層 区分	定 義	幼児教育に 要する費用	預かり保育に 要する費用	給食費 (8月のみ)	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	円 0	円 0	円 0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯及び当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	0	0	0	
C	A階層を除き当年度分の区市町村民税の所得割が課税となる世帯	1 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以下である世帯	0	800	250
		2 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円を超え10,000円以下である世帯	0	800	250
		3 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が10,000円を超え77,100円以下である世帯	0	800	250
		4 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下である世帯	0	800	250
		5 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が211,200円を超える世帯	0	800	250

備考

- この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第五及び別表第六を削り、別表第七を別表第五とする。

（港区保育の実施に関する条例の一部改正）

第二条 港区保育の実施に関する条例（昭和六十二年港区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第三条の二を次のように改める。

（給食費）

第三条の二 区立保育園（港区立保育園条例（平成二十三年港区条例第十二号）第二条で定める保育園をいう。以下同じ。）において、第二条による保育の実施を行った場合における児童に対する食事の提供に要する費用は、無料とする。

第四条の二を削る。

第四条の三第四項中「別表第四」を「別表第三」に改め、同条を第四条の二とする。

第四条の四を第四条の三とし、第四条の五を第四条の四とし、第四条の六を第四条の五とする。

第五条の見出し中「及び給食費」を削り、同条中「及び第四条の二」及び「及び給食費」を削る。

第六条中「から第四条の四まで」を「から第四条の三まで」に改め、「給食費」を削る。別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1 基本保育料（保育必要量が1日当たり11時間まで）（第4条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）		
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。以下同じ。）を受けている者の属する世帯	0円	0円	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,800	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,200	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	2,700	0
	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上97,000円未満である世帯	6,500	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が97,000円以上120,000円未満である世帯	11,200	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が120,000円以上140,000円未満である世帯	13,100	0
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が140,000円以上160,000円未満である世帯	16,000	0
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	19,800	0
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	22,100	0
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	24,500	0
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	26,900	0
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	28,800	0
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上280,000円未満である世帯	30,700	0
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上300,000円未満である世帯	33,000	0
	12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上320,000円未満である世帯	35,900	0
	13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上340,000円未満である世帯	40,100	0
	14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が340,000円以上360,000円未満である世帯	43,000	0

D	15	税が課税となる世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が360,000円以上380,000円未満である世帯	45,800	0
	16		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が380,000円以上400,000円未満である世帯	48,200	0
	17		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が400,000円以上430,000円未満である世帯	50,600	0
	18		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が430,000円以上460,000円未満である世帯	53,400	0
	19		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が460,000円以上490,000円未満である世帯	56,300	0
	20		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上520,000円未満である世帯	59,100	0
	21		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が520,000円以上560,000円未満である世帯	61,900	0
	22		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上600,000円未満である世帯	64,800	0
	23		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が600,000円以上650,000円未満である世帯	67,600	0
	24		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が650,000円以上700,000円未満である世帯	70,500	0
	25		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上800,000円未満である世帯	73,300	0
	26		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が800,000円以上900,000円未満である世帯	76,200	0
	27		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上1,000,000円未満である世帯	78,100	0
	28		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,000,000円以上1,100,000円未満である世帯	80,000	0
29	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,100,000円以上1,200,000円未満である世帯	81,900	0		
30	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,200,000円以上である世帯	83,800	0		

備考

- 1 3歳未満児として入所した児童については、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第2 基本保育料（保育必要量が1日当たり8時間まで）（第4条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）	
階層区分	定 義	3 歳 未 満 児 の 場 合	3 歳 以 上 児 の 場 合
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	0 円	0 円
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0
C	1 当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,700	0
	2 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,100	0
	3 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	2,600	0
A階層を除き当年度分の区市町村民税が課税となる世帯	1 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上97,000円未満である世帯	6,300	0
	2 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が97,000円以上120,000円未満である世帯	11,000	0
	3 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が120,000円以上140,000円未満である世帯	12,800	0
	4 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が140,000円以上160,000円未満である世帯	15,700	0
	5 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	19,400	0
	6 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	21,700	0
	7 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	24,000	0
	8 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	26,400	0
	9 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	28,300	0
	10 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上280,000円未満である世帯	30,100	0
	11 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上300,000円未満である世帯	32,400	0
	12 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上320,000円未満である世帯	35,200	0
	13 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上340,000円未満である世帯	39,400	0
	14 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が340,000円以上360,000円未満である世帯	42,200	0
	15 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が360,000円以上380,000円未満である世帯	45,000	0

D	16	帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が380,000円以上400,000円未満である世帯	47,300	0
	17		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が400,000円以上430,000円未満である世帯	49,700	0
	18		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が430,000円以上460,000円未満である世帯	52,400	0
	19		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が460,000円以上490,000円未満である世帯	55,300	0
	20		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上520,000円未満である世帯	58,000	0
	21		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が520,000円以上560,000円未満である世帯	60,800	0
	22		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上600,000円未満である世帯	63,600	0
	23		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が600,000円以上650,000円未満である世帯	66,400	0
	24		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が650,000円以上700,000円未満である世帯	69,300	0
	25		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上800,000円未満である世帯	72,000	0
	26		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が800,000円以上900,000円未満である世帯	74,900	0
	27		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上1,000,000円未満である世帯	76,700	0
	28		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,000,000円以上1,100,000円未満である世帯	78,600	0
	29		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,100,000円以上1,200,000円未満である世帯	80,500	0
30	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,200,000円以上である世帯	82,300	0		

備考

- 1 3歳未満児として入所した児童については、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第三を削る。

別表第四中「~~第4条の3~~」を「~~第4条の2~~」に改め、同表を別表第三とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年九月一日から施行する。

(港区立認定こども園条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の港区立認定こども園条例(以下「改正後の条例」という。)

第六条第五項、第八条第七項、第十三条第一項、別表第一、別表第二及び別表第四の規定は、この条例の施行の日以後の基本保育(改正後の条例第三条第一号に規定する基本保育をいう。以下同じ。)及び幼児教育(改正後の条例第三条第三号に規定する幼児教育をいう。以下同じ。)の実施について適用し、同日前の基本保育及び幼児教育の実施については、なお従前の例による。

(港区保育の実施に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第二条の規定による改正後の港区保育の実施に関する条例第三条の二、第四条の二から第六条まで及び別表第一から別表第三までの規定は、この条例の施行の日以後の保育の実施について適用し、同日前の保育の実施については、なお従前の例による。

(説明)

保育の実施に係る給食費の保護者負担を軽減するため、本案を提出いたします。